

2021年9月17日

公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下、「パナソニック」）は、Blue Yonder Holding, Inc.（本社：米国アリゾナ州、以下、「Blue Yonder」）の全株式取得を完了したことに伴い、2021年8月27日付「公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行決議に関するお知らせ」にて公表しました決議内容に基づいて、公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）（以下、「本社債」）を発行いたしますので、その概要につき以下の通りお知らせいたします。

1. 本社債発行の目的及び背景

パナソニックは、本日付「世界トップクラスのサプライチェーン・ソフトウェアの専門企業である Blue Yonder の全株式取得を完了」にて公表したとおり、2021年9月16日（米国時間）付で Blue Yonder の 80%分の株式追加取得を完了し、同社を完全子会社化しました。

Blue Yonder の株式取得に係る資金 70.8 億米ドル（Blue Yonder のネット有利子負債 14.2 億米ドルを含む）は、2021年4月23日付「サプライチェーン・ソフトウェアの専門企業である Blue Yonder（ブルーヨンダー）の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にて公表したファイナンスプランのとおり、手元現預金（約 35 億米ドル）及びブリッジローンにて賄っております。本社債の発行により調達した資金は、全額を当該ブリッジローンの返済資金に充当する予定です。

2. 本社債の特徴

本社債は、資本と負債の中間的性質を持ち、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため、パナソニックでは株式会社格付投資情報センター及び S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下、「格付会社」）より資金調達額の 50%に対して資本性の認定を受けられることを見込んでおります。

なお、パナソニックは、本社債を期限前償還または買入により取得（以下、「期限前償還等」）する場合、期限前償還等以前 360 日間に、普通株または格付会社から本社債と同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務（以下、「借換証券」）により、資金調達を行うことを想定しています。ただし、本社債の初回任意償還日以降に期限前償還等をする際、買収によって悪化した資本負債構成が一定の水準まで回復しており、株主資本が十分に蓄積している場合等には、借換証券による資金調達を見送る可能性があります。

本社債の概略につきましては、関東財務局長に提出した 2021年8月27日付の発行登録書及び本日付の訂正発行登録書をご参照ください。

3. 今後のスケジュール

本社債の発行においては、野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、大和証券株式会社、BofA 証券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社として起用し、需要状況や金利動向等を

総合的に勘案したうえで、具体的な発行総額・発行価額・利率・発行日等を決定する予定であり、諸条件が決定次第すみやかにお知らせいたします。

以上

本プレスリリースは証券の勧誘を行うものではありません。本プレスリリースは、当社が公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の新規発行に関して公表するもので、投資の勧誘若しくはその他の類似行為を行うためのものではありません。本プレスリリースは米国における証券の勧誘ではありません。上記証券は米国 1933 年証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。同法に基づいて上記証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国においての上記証券の募集または販売を行うことはできません。